

福島県デジタルサポーター登録運営要綱

第1 趣旨

県民の参加と連携によりデジタルデバイド（情報格差）の解消を図るため、高齢者等を対象としたスマートフォン操作方法などの説明や相談できる講座等（以下、「スマホ教室」という）にて講師またはアシスタントとして登録する福島県デジタルサポーター（以下「デジタルサポーター」という。）に関し必要な事項を定める。

第2 登録

- (1) 県は、市町村を通じて募集に応じた個人で、サポーターに必要な知識等に関する講習の修了者を、デジタルサポーターとして登録する。
- (2) 県は、前項の規定により登録した個人に、「福島県デジタルサポーター認定証」を交付する。

第3 活動内容

デジタルサポーターは、次の各項に掲げる活動を行う。

- (1) 県や市町村が実施するスマホ教室の講師またはアシスタントなどのデジタルデバイド解消事業に協力する。
- (2) デジタル活用に関する講師や相談受付等、自主的なデジタルデバイド解消活動を行う。

第4 登録取消

県は、デジタルサポーターが次の各項のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消す。

- (1) 居住地を県外へ移転したとき。
- (2) 本人から登録の取消の申し出があったとき。
- (3) 目的を逸脱した行為を行うなど、サポーターとしてふさわしくないと県および市町村が認めたとき。

第5 報酬

- 1 デジタルサポーターは無給とする。ただし、県や市町村が実施するデジタルデバイド解消事業への協力に対する報酬等についてはこの限りではない。
- 2 前項ただし書きにより発生した報酬は、デジタルデバイド解消事業の実施主体が負担する。

第6 デジタルサポーターの遵守事項

- 1 認定サポーターは、活動によって知りえた個人情報の取扱について、関係法令を遵守すること。
- 2 次に掲げる行為又はそれに当たるおそれのある行為を行わないこと。
 - (1) 法令に違反する行為
 - (2) 活動上知りえた秘密を漏えいする行為
 - (3) 営利目的を含む行為
 - (4) その他公序良俗に反する等ふさわしくない行為
- 3 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と関係がないこと。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。